

かいらん

しゃ 社 きょう 協 つう 通 しん 信

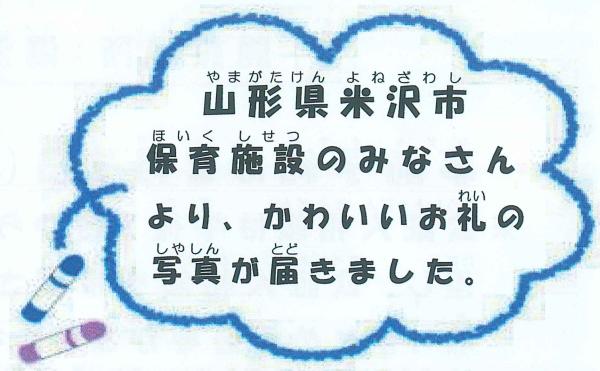
れいわねんがつ
令和4年2月



ひさいち

おく

被災地へプレゼントを贈ろうプロジェクト



湯浅町社協では、町民の方々にご支援・ご協力を頂きながら、自然災害で被災された方々に勇気と真心の気持ちをお届けし、災害からの復興を応援するプロジェクトとして「被災地へプレゼントを贈ろうプロジェクト」に取り組んでいます。今年度も湯浅町の豊かな自然で育った有田みかんを福島県会津若松市と山形県米沢市にお贈りし、避難者支援活動や住民が集うサロン活動にご活用頂いています。



『和歌山県災害ボランティア登録』のご案内

昨年9月4日に「紀伊半島大水害」から10年が経過し、その時の教訓をもとに防災に関する取り組みが進められてきました。

和歌山県災害ボランティアセンター（県社協）では、災害発生時に自発的に支援活動を希望する個人が、迅速かつ効果的に被災地で支援活動が行えるよう事前登録を行う「災害ボランティア登録」の仕組みが設けられています。

4月1日現在で満15歳以上の方が登録できます。

◎お問合せ先：和歌山県災害ボランティアセンター（県社協）

TEL：073-435-5220 FAX：073-435-5221

※登録申込書：「県社協ホームページ」⇒「福祉活動ガイド」

ボランティアからダウンロードできます。



心配ごと(公証人)相談所の開設について

開設日時：令和4年3月1日(火)
午前9時30分～11時30分
開設場所：湯浅町地域福祉センター

事前予約は2月7日(月)からの受付となります。

*公証人相談は午後1時からとなります。

但し、公証人相談を希望される方は、午前中に一度お越し頂き内容を取りまとめる必要がありますので予めご了承ください。

*当相談所の規定に基づき秘密は厳守します。また、相談費用は無料です。

*お申し込み・お問い合わせは湯浅町社会福祉協議会までお願いします。

●公証人相談とは…

相続や遺言・離婚等、公正証書作成についての
お悩みごとに對し御坊公証役場の公証人(専門家)が
無料で相談に応じます。

但し、公正証書における経費は別途費用が
かかります。

今後の予定

2月 9日(水)：あいうえおサロン(地域福祉センター)

18日(金)：老人大学(総合センター)

27日(日)：しらゆりキッチン(地域福祉センター)

3月 9日(水)：あいうえおサロン(地域福祉センター)

*新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、上記予定が中止になることがあります。

編集・発行：湯浅町社会福祉協議会

〒643-0004 和歌山県有田郡湯浅町湯浅1675-1

T E L : 0737-63-5175 F A X : 0737-63-3304

W E B : <http://www.yuasa-shakyo.or.jp/>

homepage

Facebook



こう れい しや ぎやく たい

高齢者虐待とは (NO, 1)

※高齢者虐待とは、高齢者(65歳以上の人)が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命・健康・生活が損なわれるような状態をいいます。

※こんなことが虐待にあたります※

身体的虐待

- 殴る、つねる、蹴る、
無理矢理食事を口に入れる、
やけど・打撲させるなど



心理的虐待

- 怒鳴る、ののしる、
悪口を言う
話しかけているのに
意図的に無視するなど



介護放棄・放任 (ネグレクト)

- 入浴させず異臭がする、オムツ交換していない
水分や食事を十分与えられていない
必要な医療や介護を受けさせてもらえていない
室内がゴミだらけなど劣悪な環境で生活させるなど



経済的虐待

- 生活費を渡さない、使わせない
自宅等を本人に無断で売る
年金や貯金を本人の意思に
反して使用するなど



性的虐待

- 周囲に配慮せずオムツ交換を行なう
わいせつな行為をしたり強要するなど

高齢者虐待は介護疲れやストレス、認知症状、高齢者や介護者の性格や人間関係などが背景にあり、またそれらが複雑に絡み合って起こります。

「何度も同じことを聞いてくるのでつい怒鳴ってしまい、それが常時となり叩いてしまった…」

虐待はどこにでも、誰にでも起こる可能性があります。

また、介護者や介護をされている側が虐待と気づいていない場合もあります。

介護について悩んだり、
不安な時は相談を！！

湯浅町地域包括支援センター： 64-1120

湯浅町社会福祉協議会： 63-5175